

長崎県、国立大学法人長崎大学、学校法人長崎総合科学大学及び特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会の海洋エネルギー関連分野における連携協力に関する協定書

長崎県、国立大学法人長崎大学、学校法人長崎総合科学大学及び特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会（以下「4者」という。）は、海洋再生可能エネルギー実証フィールドを核として、実証から商用化までを見据えた海洋エネルギー関連産業の拠点形成の推進に相互の連携を強化し取り組むことにより、海洋エネルギー関連分野におけるイノベーションの醸成とともに、雇用の創出及び地方創生に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、4者が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら海洋エネルギー関連分野において、相互に連携・協力し、海洋エネルギー関連産業の拠点形成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 4者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 海洋エネルギー関連分野に係る研究開発に関するこ
- (2) 海洋エネルギー関連分野に係る人材育成に関するこ
- (3) 海洋エネルギー関連分野に係る新事業の創出に関するこ
- (4) その他前条の目的を達成するため必要な事項に関するこ

（連携協力の推進）

第3条 前条に掲げる連携協力事項の円滑な推進を図るため、4者が連絡調整に関する担当部署を定め、取組の効果が上がるよう継続的に意見交換を行い、取組の改善や見直しに繋げていくものとする。

（守秘義務）

第4条 4者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、4者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義への対応）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、4者が協議のうえ解決を図るものとする。

4者は、本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各自1通を保有する。

平成28年3月23日

長崎県知事

仲村法道

国立大学法人長崎大学 学長

片峰 元

学校法人長崎総合科学大学 学長

不 下 建

特定非営利活動法人長崎海洋産業クラスター形成推進協議会 理事長

坂井俊之